

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第1部 一般条項 第1章（略） 〈第2章 dカード契約の締結〉 第4条～第9条（略） 第10条（年会費） 1 本会員は、当社に対し、<u>当社が別途定める年会費を</u>、当社指定の支払方法によりお支払いただきます。 2・3（略） 第11条（総利用枠・各利用枠） 1～5（略） 6 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果<u>により当社が必要と認めた場合</u>、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、その他マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等（運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下、総称して「犯収法等」といいます）により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とす	本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第1部 一般条項 第1章（略） 〈第2章 dカード契約の締結〉 第4条～第9条（略） 第10条（年会費） 1 本会員は、当社に対し、<u>以下に定める年会費を</u>、当社指定の支払方法によりお支払いただきます。 dカード：1, 375 円（税込）dカード GOLD：11, 000 円（税込） 2・3（略） 第11条（総利用枠・各利用枠） 1～5（略） 6 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、その他マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等（運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下、総称して「犯収法等」といいます）により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠

ることを含みます）又はこれらの枠にかかる d カードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。 7～10（略） 第12条～第14条（略） 第3章～第6章（略） 第2部 ショッピングサービス 第1章～第3章（略） 第3部 キャッシングサービス 第1章～第4章（略） 【別紙】 【キャッシングサービス】 【ショッピングサービス】（略） 【キャッシングサービス及びショッピングサービス】 1（略） 2．支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口（略） 貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 （当社が契約する指定紛争解決機関） 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108－0074 東京都港区高輪3-<u>1</u>9-15 電話番号 03-5739-3861	にかかる d カードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。 7～10（略） 第12条～第14条（略） 第3章～第6章（略） 第2部 ショッピングサービス 第1章～第3章（略） 第3部 キャッシングサービス 第1章～第4章（略） 【別紙】 【キャッシングサービス】（略） 【ショッピングサービス】（略） 【キャッシングサービス及びショッピングサービス】 1（略） 2．支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口（略） 貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 （当社が契約する指定紛争解決機関） 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108－0074 東京都港区高輪3-9-15 電話番号 03-5739-3861
---	--